

告 示

埼玉県告示第千七百七十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所

二 作業種類

公共測量（撮影、写真地図作成）

三 作業地域

荒川調節池工事事務所管内 荒川（埼玉県さいたま市、川越市、上尾市、富士見市）

四 作業期間

令和三年十月十九日から令和四年三月三十一日まで